

# 「障害と開発」研究

——誰一人取り残さないために——

小林昌之

持続可能な開発目標（SDGs）のスローガン「誰一人取り残さない」のなかに、障害者は真に包摂されているだろうか。世界保健機関（WHO）と世界銀行の推計によれば、世界の総人口の15%は障害者であり、最貧困層のうち20%は障害者であるとされている。しかし、障害者の問題は、その重要性にもかかわらず、長い間あたかも存在しないかのように扱われ、開発、人権いずれの分野においても周辺化されてきた。2000年のミレニアム開発目標（MDGs）においても当初「障害」は組み込まれなかったが、2006年の国連障害者権利条約の採択により（国連総会決議61/106）、変化がもたらされてきている。

## ●医学モデルから社会モデルへ

障害者権利条約は、障害の社会モデルに立脚しており、障害者の問題の原因と責任を障害者個人ではなく社会に帰属するものとして構成し、社会の責任を明らかにしている。これは、それまで障害を個人的な問題と捉え、医学・福祉に属する課題として治療や社会適応によって対処しようとしてきた障害の医学モデルからのパラダイム転換を意味する。これにより障害者は単なる客体から、非障害者と同様、すべての人権と基本的自由を有する主体へと認識が改められ、障害者権利条約はその基本的人権が実際に享受できるようにすることを目指している。また、条約制定時から基底にあった「Nothing about us without us」（私たちのことを、私たち抜きに決めないで）の精神は、開発過程においても、障害者自身が当事者として参加すべきであるという国際的なコンセンサスとなってきている。

## ●「障害と開発」研究

こうした背景のなか、アジア経済研究所では2005年から、開発途上国の障害者、開発途上国の発展と障害

とのかかわりを研究する「障害と開発」研究を実施してきた。「開発問題と福祉問題の相互接近——障害を中心に——」と題する最初の研究会の背景には、開発途上国の障害者問題は、社会福祉の専門家だけに任せられるのではなく、途上国や開発の専門家もが取り組むべき課題であるという問題意識があった（参考文献①）。「障害と開発」は、途上国を研究する研究所としても、日本の学術界にとっても新しい研究領域であった。

先行研究は、主として国際社会福祉の立場から途上国の障害者福祉の制度に言及するものや、障害関係NGOを対象に支援のあり方を中心に議論するものが多かった。一方、「障害と開発」は、障害の社会モデルを前提に、開発途上国の社会のあり方や開発のあり方の問題として障害を捉え、障害当事者と政府、制度、社会とのかかわりに焦点を当てる。その際、従来のように非障害者の政策主体による支援を論じるのではなく、障害当事者の視点に重きをおいている。「障害と開発」は極めて学際的な研究領域であり、地域研究や人類学からも新しい成果が出されているが（たとえば、参考文献②）、以下、ここではアジア経済研究所が携わった研究を中心に紹介することとしたい。

## ●経済学からの接近

貧困の問題は開発の重要課題であり、開発途上国における貧困問題に取り組む場合、貧困層の2割を占める障害者は無視できないはずである。それにもかかわらず、障害者の貧困問題はこれまで社会福祉の課題として把握され、特別なニーズをもつ人たちの問題として、従来、国際開発の文脈では周辺化されてきた。

先行研究もソーシャル・ワークの分野などからケース・スタディやグッド・プラクティスを中心に必要な支援を探るという形が主であった。一方、障害者家計のミクロ的な経済メカニズムや障害当事者に対する支

ろう学校の生徒たち  
(ネパール、筆者撮影)



援の効果の推計など、開発経済学からの分析は十分にはなされてこなかった。その背景には、国際レベル、国内レベルの両方における障害統計の欠如がある。

そこで、開発途上国の政府統計における障害統計の把握、そこから読み取れる障害者の生計の分析とともに（参考文献③）、実際の障害者データ収集に基づいた実証分析へと研究は展開されつつある（参考文献④）。従来、こうした統計的に吟味されたデータによる実証研究は稀少であったので、これによりデータが重視される政策決定への貢献が期待される。実証分析では、障害の社会モデルの観点から、障害者の経済生活の実態、生活を成り立たせるための手段などの生計に加え、それを取り巻く社会の構造や役割とのかかわりに焦点を当てることによって、障害者の生活の姿を描き出すことが試みられている。障害者が社会に存在するにもかかわらず、数に数えてもらえないということは、極端な差別の1つの形であるといえ、障害統計の整備とともに、これらを用いた実証研究がいっそう重要性を増している。

## ●法学からの接近

障害者権利条約の制定によって、ようやく障害者の人権問題も可視化されてきたといえる。従来、障害に関する法律の多くは、医学モデルに立脚し、障害者個人に対する福祉サービスやリハビリテーションの提供を主な内容としてきた。しかし、社会モデルへのパラダイム転換を求める条約は、あらゆる人権および基本的自由を完全に実現することを確保・促進するための立法、行政措置を各国に求める。これには新法の制定のみならず、障害者の人権を阻害する社会的障壁となってきた既存の法制度の改廃も含まれる。

こうした既存の法制度の問題を含め、障害者が現実に直面している問題状況を改善し、障害と法に関する研究を学術的に進める要請から2016年12月に設立されたのが日本障害法学会である（<https://disability-law.jp/>）。「障害法」研究では、障害当事者の置かれた現実の問題状況を起点に据え、「障害」を通じて「法」を再検討することを試みる。あらゆる法領域における「障害」と「法」の交差に光をあてるとともに、障害学、社会学、経済学など他の学問分野との学際性、ならびに、比較法研究などを含めた法理論と現実に必要となる法実務との相互関係を意識していく方向性が打ち出

されている（障害法学会設立趣意書）。

さて、障害者が開発における行為主体であることを保障するためには、働く権利が保障され、生計維持のための所得が確保されなければならない。そのためには、あらゆる段階におけるインクルーシブな教育制度が確保され、それらを実現するためのアクセシビリティの保障も不可欠となってくる。これらは有機的につながっており、したがって、あらゆる法分野において障害の社会モデルに対応した法整備が求められる。

先行研究は、差別禁止、合理的配慮、インクルージョンなど障害者権利条約でも求められている規定をすでに法令で定めている欧米諸国や欧州連合（EU）を主な対象としてきた。「障害と開発」研究では、障害当事者と法制度との接点解明も求められており、そのためには、開発途上国における障害者法制の実態解明が必要となっている。各国の法律は、その歴史、文化、発展段階および法制度によって異なっており、それを踏まえた分析が不可欠である。そこでアジア法と障害の専門家が協働して、国際規範である障害者権利条約を視点に、法分野毎の比較研究が開始されている（参考文献⑤）。また、当該国の文脈のなかで掘り下げることに留意しつつ、不可視化されがちな女性障害者の複合差別の問題など、テーマ別の課題についても研究が展開されつつある（参考文献⑥）。

（こばやし まさゆき／アジア経済研究所 新領域研究センター）

## 《参考文献》

- ① 森壯也編『障害と開発——途上国の障害当事者と社会——』アジア経済研究所、2008年。
- ② 戸田美佳子『越境する障害者——アフリカ熱帯林に暮らす障害者の民族誌——』明石書店、2015年。
- ③ 森壯也編『途上国障害者の貧困削減——かれらはどう生計を営んでいるのか——』岩波書店、2010年。
- ④ 森壯也・山形辰史『障害と開発の実証分析——社会モデルの観点から——』勁草書房、2013年。
- ⑤ 小林昌之編『アジア諸国の障害者法——法的権利の確立と課題——』アジア経済研究所、2010年。
- ⑥ ——『アジア諸国の女性障害者と複合差別——人権確立の観点から——』アジア経済研究所、2017年。